

天竺・淀川 歴史と文化 うるおいのあるまち
広報
おおやまぎ

今月の主な内容

- 祝！成人 P 2
- いまここ@おおやまぎ P 4
- 税のお知らせ P 6
- e-Taxの利用について P 8
- 災害時の備蓄品を増やしています P 9
- 弁当給食についてのアンケート調査結果を公表します P 10
- 認知症高齢者の家族介護者のつどい P 12

Vol.541

<http://www.town.ooyamazaki.kyoto.jp>

成人おめでとうございませう！

【1月14日祝の成人式会場にて。2～3ページに関連記事を掲載】

祝！成人

1月14日祝の成人の日、町体育館で成人式を開催しました。今年成人を迎えたのは、バルセロナオリンピック開催や日清食品が「日清フエ」を販売開始した1992年度生まれの皆さんです。会場はさまざまな色合いの、鮮やかな振袖に身を包んだ女性やスーツをカッコよく着こなす男性で賑わいました。ところどころに羽織袴の男性もいて、黒いスーツの男性が多い中でひととき目立っていました。

平成22年から行われている、新成

人による成人式の第2部。企画や準備、司会進行を成人式実行委員の皆さんが行いました。お世話になった担任の先生からのビデオレターが流れると、会場の皆さんは「先生、全然かわってへん！」と懐かしそうに小学生や中学生時代を振り返っていました。町内の企業、商店から景品の提供を受けて行われたクイズ大会も大盛り上がり。クイズの正解が発表されるたび、笑い声や拍手が会場を包みました。

写真を販売します

成人式で撮影した写真を販売します。
※役場ロビーでの写真の展示は行いません

販売期間 2月15日迄まで

販売価格 1版1枚40円

※集合写真のみ大きいサイズも用意します。支払いは現金でお願いします

販売方法 役場3階企画財政課秘書広報係(32番窓口)で写真の一覧をご覧いただき、欲しい写真があればお申し込みください。写真のお渡しは後日になります。

問 企画財政課秘書広報係
☎ 956-2101(内312)

20歳の皆さんの代表として、成人式を盛り上げてくれた実行委員の4人に、成人を迎えての抱負などをお聞きました。

1. 今一番興味のあること
2. 20歳になって、今後挑戦したいこと
3. 感謝している人にひとこと！

石井七奈さん
イシイ・ナナ



1. 日本の政治。Hilchymeの新曲&Live。アンパンマン。
2. これまでもこれからも私の人生は日々挑戦です！
3. ありがとうございます。



宇城龍馬さん
ウシロ・リョウマ

1. 添乗業務です。国内に限らず、海外のことなど幅広く知識を広げられるので。
2. いろいろな土地に行き、いろいろなことを体験したい。添乗業務でもいろいろなイベントや土地に行き、いろいろな旅行に挑戦したいです。
3. 皆さまが支えてくれたからこそ、今の自分があります。今後、自分には何が出来るかを模索し、後世に伝え、残すものを創りたいです。

水嶋由紀さん
ミスシマ・ユキ



1. 料理。いろいろ作れるようになりたい！
2. とりあえず、あと2年は勉強に(遊びに?)はげむ！就職は絶対、人とかかわる仕事ができることにしたいです！
3. ついに成人式を迎えました！たくさんの方々のおかげで多くの成長ができたと思います。ありがとうございます！これからも見守っててください！

岡田諒さん
オカダ・リョウ



1. 地域スポーツや市民スポーツ。スポーツによる交流について。
2. スポーツを支える活動
3. ありがとうございます。これからもよろしくお願ひします。



町の遊休地等の売却や資産の有効活用

※ ■ は実施済みの項目

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降の課題
旧庁舎敷地の処分（跡地利用）	検討・準備	⇒	誘致・売却	⇒	⇒	
旧庁舎の解体・撤去	検討・準備	解体・撤去・整地	⇒			
未利用地の売却（若宮前・下植野）	検討・準備	売却				
老朽化施設の更新、改修による活用（※）は複合施設を検討	公共施設のあり方検討PT	⇒複合施設整備検討委員会	⇒	検討・準備	⇒	
（※）公民館（本館）【昭和48年3月】 築40年	直営	検討	検討・準備	⇒	周知・解体・撤去	（複合施設建設・第2保育所の建替）
第2保育所【昭和48年3月】 築40年	直営	⇒	⇒	⇒	⇒	
（※）第3保育所【昭和51年3月】 築37年	直営	⇒	⇒	⇒	⇒	
（※）老人福祉センター【昭和54年3月】 築34年	指定管理委託（社協）	⇒	⇒	⇒	⇒	
（※）大山崎町保育所【昭和57年6月】 築31年	直営	⇒	⇒	⇒	⇒	
（※）公民館（別館）【昭和58年3月】 築30年	直営	⇒	⇒	⇒	⇒	
（※）保健センター【昭和60年3月】 築28年	直営	⇒	⇒	⇒	⇒	
福祉センター（なごみの郷）【平成12年2月】 築12年	指定管理委託（社協）	検討	⇒	指定管理委託の見直し	⇒	
大山崎小学校【昭和43年3月】 築45年	⇒	トイレ改修（部分改修）	⇒	トイレ改修（残り全部）	検討・準備	（北校舎の建替）
第二大山崎小学校【昭和48年3月】 築40年	⇒	トイレ改修（部分改修）	⇒	トイレ改修（残り全部）	検討・準備	（大規模改修の実施）
大山崎中学校【平成21年12月】 築3年	⇒	⇒	⇒	⇒	検討・準備	（大規模改修の実施）
水道施設整備（耐震化含む）	検討・準備	整備計画策定	第1期	⇒	⇒	
乙訓土地開発公社への庁舎用地取得費支払いの完了	3億800万円（残り3億円）	2億円（残り1億円）	1億円（完了）			

受益者負担の適正化

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降の課題
町税の見直し	検討	検討・準備	都市計画税条例	課税実施	⇒	
都市計画税額（税率0.25%による試算）				2億円	2億円	2億円（年間平均）

（参考）主な都市計画税の充当事業

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降の課題
都市計画事業費の合計	1億2800万円	1億800万円	1億1100万円	2億2000万円	2億2000万円	2億4000万円（年間平均）
水道施設整備（耐震化含む）	1700万円	1800万円	2100万円	7000万円	7000万円	7000万円（年間平均）
下水道・雨水施設整備	9000万円	9000万円	9000万円	9000万円	9000万円	8000万円（年間平均）
複合施設整備					4000万円	6000万円（年間平均）
道路整備（町道1号線など）	2100万円			6000万円	2000万円	3000万円（年間平均）

情報共有のまちづくり

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降の課題
インターネットなどICTの活用	検討	防災・防犯情報メール	検討	⇒	⇒	

いまここ@おおやまざき

行財政改革の主な取り組みの進捗状況について

問＝役場代表 ☎956-2101
 プラン全般：企画財政課企画調整係（内380）
 財政関係：企画財政課財政係（内341）
 人事関係：総務課総務係（内320）

プラン2011を改定
 町では平成24年2月に「大山崎町行財政改革プラン2011」を策定。5月に町内各所でタウンミーティングを開催し、多くのご意見をいただきました。その後、プランの見直しを行い、11月に「プラン2011」の改定版を作成。今回は「プラン2011改定版」のうち、主な取り組みの進捗状況の概要を掲載します。

「プラン改定版」の原文は、町ホームページまたは各公共施設で閲覧可。配布もしています。2月に「タウンミーティング」の開催を予定していますので、内容の詳細はそちらでお聞きください。

タウンミーティングを開催します
 いずれの場所も、どの地域の方でも参加できます。タウンミーティングのチラシを各戸配付していますので、そちらもご覧ください。

とき／ところ
 ター
 2月6日 8日 12日 14日 16日
 金 日 日 日 日
 明寺が丘自治会館 下植野集会所 明寺が丘自治会館 中央公民館 中央公民館

すべて午後7時～午後8時30分

事務・事業の再編、整理、廃止、統合

※ ■ は実施済みの項目

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降の課題
事務事業外部評価の実施	第1回・11事業	第2回・5事業	調査・検討	⇒	検討・準備	（協働自治センターの開設）
団体補助金の見直し	検討	⇒	検討・準備	見直し実施	⇒	

民間委託等の推進

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降の課題
公共施設の民間委託						
第3保育所給食調理業務委託	検討・準備	民間委託	⇒	⇒	⇒	
駅前駐車場（JR駅前・阪急駅前）	直営	検討・準備	民営化	⇒	⇒	
町体育館【昭和61年10月】 築27年	直営	検討・準備	⇒	指定管理委託	⇒	

給与の適正化

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降の課題
給料（職員給料のカット）	特別職のみ（5～10%）	検討	⇒	⇒	⇒	
手当（地域手当：支給率の見直し）	5%	4%	3%	⇒	⇒	
日直手当の見直し	検討・準備	廃止				
住居手当の見直し	検討・準備	⇒	国基準へ見直し			

経費削減等による財政運営の確保

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降の課題
事務経費の削減（旅費の見直し）	検討・準備	⇒	日当の廃止（100km未満）	検討	⇒	

問＝右京税務署個人課税部門 ☎311-6366 (代表)
 ※自動音声に従って操作してください
 町税住民課 ☎956-2101 (内144)

税のお知らせ

もうすぐ確定申告

所得税の確定申告は2月18日月～3月15日金

平成24年分の所得税の申告期間は、2月18日～3月15日金です。申告期限が近づくと確定申告会場（京都府中小企業会館）は大変混雑しますので、早めにお済ませください。なお、申告期間中は町税住民課でも申告書類をお預かりして、税務署に提出しますが、申告内容についての相談を受けたい方は、確定申告会場または相談会場をご利用ください。

所得税の還付を受ける場合、申告書の提出は郵便などで

給与や年金所得のある方が、医療費控除などにより所得税の還付を受けようとする場合は、確定申告期間中でも税務署に郵送などで申告書を提出できます。申告書の送付に便利な郵送用封筒（郵送料は自己負担）は、町税住民課でも用意していますのでご利用ください。

問・提出＝〒615-0007 京都市右京区西院上花田町10-1
 右京税務署個人課税部門
 ※本誌16ページに、医療費控除および障害者控除に関するお知らせを掲載しています

▼申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」で！画面の案内に従って金額などを入力すると、申告書が自動で作成できます。作成した申告書は、e-Tax（国税

は確定申告書の提出が必要です。

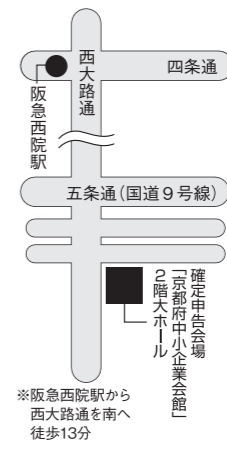
①公的年金の収入金額（2カ所以上ある場合は、その合計金額）が400万円以下

②公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下（給与の収入が85万円以下の場合など、詳しい計算方法などについては左記まで）

問＝右京税務署個人課税部門

電子申告・納税システム）で送信または印刷して郵送してください。国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）の「確定申告特集」からご利用ください。 ※本誌8ページに、e-Taxを利用するための必要な電子証明書の取得方法を掲載しています

右京税務署の確定申告会場は京都府中小企業会館



開設期間＝2月4日～3月15日金（土・日・祝を除く）午前9時～午後5時
 ※2月1日金は申告会場が開設されていません

※譲渡所得・贈与税は京都府中小企業会館2階大ホールの確定申告会場、相続税については右京税務署で相談ください

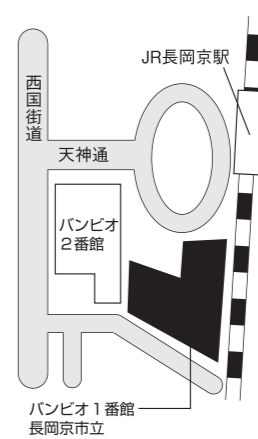
※当会場での納税は不可。お近くの金融機関などをご利用ください
 ※電話による問い合わせは不可。駐車場（有料）には限りがあるため公共交通機関でお越しください
 注意！＝開設期間中は、右京税務署庁舎内には確定申告会場を設けていません

記帳・帳簿などの保存についてのお知らせ

事業所得などを有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿などの保存制度について、平成26年1月から対象となる方を拡大します。対象となる方は収入金額や必要経費などの記帳および記帳した帳簿、取引に伴い作成した帳簿や受け取った請求書、領収書などの書類を保存する必要があります。対象＝山林

ん。作成済みの申告書などの受付、納税、納税証明書の発行および申告用紙の交付のみを行います。開設期間以外（土・日・祝を除く）は、右京税務署で相談を行います。 問＝右京税務署個人課税部門

申告（出張相談は長岡京市立総合交流センターへ



2月14日金	年金・給与所得者の還付申告者が対象
2月18日～22日金	譲渡所得（不動産、株式など）、贈与税、相続税の相談や取り扱いはできません

※いずれも土・日・祝を除く、午前9時30分～正午、午後1時～午後4時
 ※相談者が多い場合、早めに受付を終了します。時間に余裕をもって来てください

広域申告センターは池坊短期大学美心館アッセンブリホール

サラリーマンなどの皆さんの確定申

所得に関する業務を行うすべての方
 ※所得税の申告が不要な方も、記帳・帳簿などの保存制度の対象

※現行の記帳・帳簿などの保存制度の対象者は、白色申告の方のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得などの金額の合計が300万円を超える方

記帳内容＝売上げなどの収入金額▼仕入れや経費に関する事項について▼取引の年月日▼売上先▼仕入先▼そのほかの相手の名称▼金額▼毎日の売上げ▼仕入れ▼経費の金額など

町・府民税（住民税）の申告

平成25年1月1日現在、町内に在住で、平成24年中に給与、年金、営業、不動産などの所得のあった方のうち、次の要件いずれかに該当する方は、町・府民税の申告が必要です。

要件

- ①給与所得者で、給与支払報告書が事業所から町役場に提出されない
- ②給与所得者で、家賃などの給与以外の所得がある
- ③公的年金受給者で、社会保険料控除などの所得控除を受ける
- ④所得税の確定申告を行わない

注意！＝次の要件いずれかに該当する方は申告不要

- ①給与所得者で、給与支払報告書が事業所から町役場に提出されていて、その他の収入がない
- ②公的年金収入だけである（※1）
- ③所得税の確定申告を行う

（※1）公的年金収入だけの方で、確定申告の必要のない方が町・府民税（住民税）の申告において、社会保険料控除、扶養控除、生命・地震保険料控除などを申告した場合、申告しない場合に比べて町・府民税（住民税）額が下がる場合があります

申告時の持物

- ①本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証など）
- ②認め印
- ③収入明細書（源泉徴収票、支払調書、帳簿など）
- ④社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、国民健康保険税の領収書
- ⑤生命保険料、地震（損害）保険料支払証明書
- ⑥身体障害者手帳、戦傷病者手帳など

※④～⑥は各控除に該当する方のみ

申告期限＝3月15日金

問・提出先＝税住民課課税係 ☎956-2101 (内141・144)

各保険料の納付額は、社会保険料控除の対象になります

平成24年1月～12月に納付した国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が対象です。なお、納付額は下記の書類で確認できます。書類を紛失した方または、納付額が分からない方は健康課（役場1階3・4番窓口）でお知らせしますので、お越しください。

- ※本人確認できるもの（保険証など）をお持ちください
 口座振替をご利用の方……………預金通帳
 納付書払いの方……………領収書
 特別徴収（年金からの天引き）の方…日本年金機構や各共済組合などから送付される「平成24年分公的年金等の源泉徴収票」
 問＝健康課保険医療係 ☎956-2101 (内127・128)
 健康課高齢介護係 (内137)

納税・申告に便利なe-Tax

e-Taxの利用について

問Ⅱ税住民課住民係 ☎956-2101 (内123)

e-Tax (国税電子申告・納税システム) の利用には、公的個人認証サービスの電子証明書を取得する必要があります。公的個人認証サービスを利用した電子申請までの流れは次のとおりです。

1 住基カードの取得

住民基本台帳カード (以下、住基カード) は役場1階税住民課住民係 (2番窓口) で申請、取得できます。有効期間は、発行日から10年です。申請に必要なもの

- 印鑑
- 発行手数料500円
- 官公署が発行した写真付きの本人確認書類 (運転免許証、パスポートなど) および健康保険証、年金手帳などの確認書類
- ※2点用意してください
- ※写真付きの確認書類がない場合は、写真のないものを2点は、写真のないものを2点
- (写真付き住基カードを申請する場合) 6カ月以内に撮影した正面半身、無帽、無背景の縦4・5

2 電子証明書の取得

役場1階税住民課住民係 (2番窓口) で申請、取得できます。有効期間は、発行日から3年です。申請に必要なもの

- 官公署が発行した写真付きの本人確認書類 (運転免許証、パスポート、写真付き住基カードなど)
- 発行手数料500円
- 住基カード
- ※代理人による申請の場合は▼委任状▼代理人の本人確認書類▼申請者が委任状に押印した印鑑の印鑑登録証明書 (3カ月以内に発行されたもの) をご持参ください
- ※写真付き確認書類がない場合や代理人による申請の場合、電子証明書の即日発行はできません

3 パソコンとICカードリーダーライターの準備

対応するICカードリーダーライターについては、公的個人認証ポータルサイト (<http://www.jpki.go.jp/>) で確認してください。

4 利用者クライアントソフトのインストール

このソフトは、公的個人認証サービスを利用した行政手続きなどを行うときに、住基カードに記録された電子証明書を利用するためのソフトウェアです。公的個人認証ポータルサイト (<http://www.jpki.go.jp/>) からダウンロードできます。

電子証明書の更新手続きはお済みですか？

公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間は、発行日から3年。有効期間が満了し失効すると、e-Taxなどの電子申請に使うことができなくなります。更新を希望する方は、役場1階税住民課住民係 (2番窓口) で手続きしてください。

更新手続きは有効期間満了日の3カ月前から可能。更新手続きをする、現在の電子証明書は直ちに失効します。新しい電子証明書の有効期間は、更新日から3年です。申請に必要なもの

- 発行手数料500円
- 官公署が発行した写真付きの本人確認書類 (運転免許証、パスポート、写真付き住基カードなど)
- 住基カード (更新する電子証明書が格納されたもの)
- ※代理人による申請の場合は▼委任状▼代理人の本人確認書類▼申請者が委任状に押印した印鑑の印鑑登録証明書 (3カ月以内に発行されたもの) をご持参ください
- ※写真付き確認書類がない場合や代理人による申請の場合、電子証明書の即日更新はできません

2,750ℓ分の飲料水を調達予定

災害時の備蓄品を増やしていきます

大山崎町では現在、火事や地震などの災害が起こったときのために防災食糧を備蓄しています。当初は3,100食以上の備蓄を目標としていましたが、避難者が増加することを考慮し、備蓄目標数を9,300食に増やしました。

備蓄品は町役場のほか、町内の各施設で保管されており、さまざまな状況に対応できるように計画をたてています。また、3月中旬に500mlのペットボトル5,500本を調達し、町内の各施設にて保管する予定です。

現在の主な備蓄物資

飲料水(2ℓ)	1,000本
乾パン	984食
パン	4,536食
アルファ米	310食
クラッカー	1,020食

備蓄物資は購入時期ごとに管理しており、賞味期限をむかえる半年前には入れ替えのための作業を行っています。賞味期限の近い食糧は、イベントなどで活用できるように努めています。

災害食を給食で体験

1月17日困に大山崎小学校と第二大山崎小学校で、防災備蓄物資を使用した給食がふるまわれました。これは、町で保管していた、賞味期限の近い備蓄物資を活用するための企画。1995年に起きた、阪神・淡路大震災の日に合わせ、子どもたちの防災意識を向上させるための教材として利用されました。

小学1年・2年生はご飯 (アルファ米) を、3年・6年生は缶入りのおかゆを食べました。ほかに梅干し▼豚汁▼みかん▼牛乳などが配られ、いつもの給食では味わえない災害給食を体験しました。



▲おかゆはおおむね好評。しかし、「味が無い。」「塩が欲しい。」と食べにくそうにしている子どもたちも。牛乳は常温保存できるタイプのものが配られましたが、「まずい!」という声が聞こえてきました。



▲缶入りのおかゆは温められた状態で提供。「ほんまに地震があったら、冷たいままなんやろうな。」と災害が起こったときのことを想像する子もいました。



問Ⅱ総務課総務係 ☎956-2101 (内327)

災害対応型自動販売機を設置しました

平成24年11月、大山崎集会所の横に災害対応型の自動販売機を設置しました。災害対応型の自動販売機は、普段は通常の自動販売機として使用できますが、災害時には無料で飲料を提供できるように設定されています。バッテリー切れの心配もなく、長期的に飲料の提供をすることが可能です。

今後も緊急時の避難場所となる町の公共施設などに、順次設置していきます。